

平成22年 不動産鑑定士試験案内

土地鑑定委員会

願書受付期間

平成22年3月1日（月）～ 3月12日（金）※当日消印有効

受付期間を過ぎたもの、記載不備等のものは、受け付けません。

（願書配付期間 平成22年2月15日（月）～ 3月12日（金））

願書申請方法

- （1）電子申請：国土交通省オンライン申請システムで受け付けます。
- （2）書面申請：受験者の住所地を管轄する都道府県主管課で受け付けます。

試験日程

	試験期日	試験時間	試験科目
短答式試験	5月16日（日）	10:00～12:00	不動産に関する行政法規
		13:30～15:30	不動産の鑑定評価に関する理論
論文式試験	7月31日（土）	10:00～12:00	民法
		13:30～15:30	経済学
	8月1日（日）	10:00～12:00	会計学
		13:30～15:30	不動産の鑑定評価に関する理論
	8月2日（月）	10:00～12:00	不動産の鑑定評価に関する理論
		13:30～15:30	不動産の鑑定評価に関する理論（演習）

（注）各試験とも、**試験場は9:15開場、各試験開始の15分前までに着席**

合格発表日（予定） 短答式試験 平成22年 6月25日（金）

論文式試験 平成22年10月22日（金）

試験地

- （1）短答式試験：北海道札幌市 宮城県仙台市 東京都特別区 新潟県新潟市
愛知県名古屋市 大阪府大阪市 広島県広島市 香川県高松市
福岡県福岡市 沖縄県那覇市
- （2）論文式試験：東京都特別区 大阪府大阪市 福岡県福岡市

目次

表紙	1
目次	2
1. 試験概要	4
(1) 試験の目的及び方法	
(2) 受験資格	
(3) 試験科目及び出題範囲	
(4) 合格基準	
2. 受験願書等の配付	5
(1) 配付期間	
(2) 配付方法	
3. 申込手続	6
(1) 電子申請の場合	
(2) 書面申請の場合	

電子申請（国土交通省オンライン申請システムによる申請）の申込手続が簡単になりました。

変更項目	昨年までの電子申請手続	平成22年試験の電子申請手続
受験願書(整理票部分)の提出	受験願書(紙)を入手し、整理票部分に必要な事項を記載してに郵送	不要
顔写真の提出	受験願書の整理票部分に写真を貼付し、郵送	電子ファイルでの提出 又は郵送 ※整理票への貼付は不要
切手の提出 (受験票の送付用)	50円切手を郵送	不要 ※書面申請の場合も同様
短答式試験の免除を申請する場合	証明書類を郵送	不要
電子署名	必要	不要

4. 受験票	7
(1) 短答式試験の受験票	
(2) 論文式試験の受験票	
5. 試験地及び試験場	8
(1) 短答式試験の試験地	
(2) 論文式試験の試験地	
(3) 試験場	
(4) 試験場の注意事項	
6. 試験当日	8
(1) 試験当日の日程	
(2) 短答式試験当日の携行品	
(3) 論文式試験当日の携行品	
(4) 試験当日の注意事項	
7. 合格発表等	10
(1) 短答式試験の合格発表	
(2) 論文式試験の合格発表	
8. その他の手続	11
(1) 短答式試験の免除	
(2) 論文式試験の科目の一部免除	
(3) 受験願書の提出後、記入事項に変更があった場合	
(4) 身体上の障害等に係る特別措置	
(5) 論文式試験の成績通知	
9. 受験願書記入上の注意	13
受験票の記入例	14
10. 各都道府県窓口一覧	18
11. 受験願書提出用封筒の記載例	19
受験願書配付から合格証書送付まで	20

土地鑑定委員会事務局
 国土交通省 土地・水資源局 地価調査課（資格係）
 電話：03-5253-8111 内線30-314
 F A X：03-5253-1578
 住所：〒100-8918
 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館12階
 （受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く10:00～12:00、13:00～18:00）

1. 試験概要

(1) 試験の目的及び方法

不動産鑑定士試験は、不動産鑑定士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的として、短答式及び論文式による筆記の方法により行います。

不動産鑑定士試験に合格した者は、実務修習を修了し、国土交通省に備える不動産鑑定士名簿に登録を受けることにより不動産鑑定士となることができます。

(2) 受験資格

年齢、学歴、国籍、実務経験等に関係なく受験できます。

論文式試験は、本年実施の短答式試験に合格した者及び平成20年又は平成21年の短答式試験の合格者のうち本年の受験申請で短答式試験の免除を申請した者が受験できます。

(3) 試験科目及び出題範囲

以下に記載する法令及び諸規程（不動産鑑定評価基準等を含む。）については、いずれの科目についても平成21年9月1日時点で施行されているもの（改正についても同様）から出題します。

<短答式試験>

不動産に関する行政法規

出題形式：択一式（マークシート方式）

出題範囲：次の①の法律を中心に、②の法律を含みます。

- ①：土地基本法、不動産の鑑定評価に関する法律、地価公示法、国土利用計画法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、建築基準法、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（建物の区分所有等に関する法律の引用条項を含む。）、不動産登記法、土地収用法、土壤汚染対策法、文化財保護法、農地法、所得税法（第1編から第2編第2章第3節までに限る。）、法人税法（第1編から第2編第1章第1節までに限る。）、租税特別措置法（第1章、第2章並びに第3章第5節の2及び第6節に限る。）、地方税法
- ②：都市緑地法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、宅地造成等規制法、新住宅市街地開発法、宅地建物取引業法、公有地の拡大の推進に関する法律、自然公園法、自然環境保全法、森林法、道路法、河川法、海岸法、公有水面埋立法、国有財産法、相続税法、景観法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、不動産特定共同事業法（第1章に限る。）、資産の流動化に関する法律（第1編及び第2編第1章に限る。）、投資信託及び投資法人に関する法律（第1編、第2編第1章及び第3編第2章第2節に限る。）、金融商品取引法（第1章に限る。）

不動産の鑑定評価に関する理論

出題形式：択一式（マークシート方式）

出題範囲：不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項

<論文式試験>

<p>民法</p> <p>出題形式：論文式</p> <p>出題範囲：民法第1編から第3編までを中心に、同法第4編及び第5編並びに次の特別法を含む。借地借家法、建物の区分所有等に関する法律</p>
<p>経済学</p> <p>出題形式：論文式</p> <p>出題範囲：ミクロ及びマクロの経済理論と政策論</p>
<p>会計学</p> <p>出題形式：論文式</p> <p>出題範囲：財務会計論（企業の財務諸表の作成及び理解に必要な会計理論、関係法令及び会計諸規則を含む。）</p>
<p>不動産の鑑定評価に関する理論</p> <p>出題形式：論文式（演習による出題を含む。）</p> <p>出題範囲：不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項</p>

※ 試験の免除については、「8. その他手続（11頁）」をご覧ください。

(4) 合格基準

① 短答式試験の合格基準

総合点で概ね7割を基準に土地鑑定委員会が相当と認めた得点とします。ただし、総合点のほかに各試験科目ごとに一定の得点を必要とするものとします。

② 論文式試験の合格基準

総合点で概ね6割を基準に土地鑑定委員会が相当と認めた得点とします。ただし、総合点のほかに各試験科目ごとに一定の得点を必要とするものとします。

2. 受験願書等の配付

(1) 配付期間

平成22年 2月15日（月）～ 3月12日（金）

(2) 配付方法

① 窓口への来庁による場合

配付場所：都道府県主管課（連絡先18頁）及び国土交通省本省（連絡先3頁）

※ 配付時間は、都道府県主管課の受付時間内となります。

② 郵便で請求する場合

請求先：都道府県主管課（連絡先18頁）※ 国土交通省では行っておりません。

請求方法：封筒（請求用）の表面に赤字で「不動産鑑定士試験受験願書等請求」と書き、封筒（返信用）（角形2号：縦33.2cm×横24.0cm程度）を必ず同封すること。返信用の封筒は、140円分の郵便切手を貼付し、宛先及び郵便番号を明記してください。

③ 電子申請で申込手续をする場合

国土交通省オンライン申請システムより、電子申請用の受験願書（Excelファイル）をダウンロードしてください。（アドレス：<http://www.goa.mlit.go.jp/>）

※ 昨年は、受験願書（紙）のうち整理票部分の提出が必要でしたが今年は不要です。

3. 申込手續

(1) 電子申請の場合

① 受付期間

平成22年 3月 1日（月）～ 3月12日（金）18時まで（厳守）

※ 上記の期限は、受験願書が、国土交通省オンライン申請システムに到着した時刻です。

② 提出先

国土交通省オンライン申請システム（下記アドレス参照）より提出してください。

③ 提出書類等

イ 受験願書（電子申請用）

ロ 写真（郵送による提出でも可）

※ 写真の規格については、国土交通省オンライン申請システム（下記アドレス参照）をご覧ください。

④ 受験手数料の納付方法

イ 受験手数料として12,800円を電子納付してください。

ロ 電子申請の場合は、電子納付に限ります。電子納付の詳細については、日本銀行のホームページ（http://www.boj.or.jp/type/exp/kokko_denshi/kokko_a.htm）をご覧ください。

ハ 受験手数料が受験願書を提出する前までに納付されていない場合は、受理しません。

※ 電子申請手續の詳細は下記アドレスをご覧ください。

国土交通省オンライン申請システムのアドレス：<http://www.goa.mlit.go.jp/>

電子申請手續が、簡単になりました！

○ 電子署名が不要

○ 受験願書（紙）の整理票部分の提出が不要

○ 顔写真の提出が電子ファイルでも可能

○ 50円切手の郵送による提出が不要（書面申請も場合も50円切手の提出は不要）

○ 短答式試験の免除の申請に係る証明書類の提出が不要（注）

論文式試験の科目の一部免除申請がない場合は、電子申請のみ（郵送等による書類の提出が不要）で手續することができます。（注）

（注）免除申請に係る証明書類に記載された氏名が、戸籍の氏名（受験願書に記入の氏名）と異なる場合は、戸籍抄本（原本）の提出が必要です。

(2) 書面申請の場合

① 受付期間

平成22年 3月 1日（月）～ 3月 12日（金）※当日消印有効

※ 受付時間は、都道府県主管課の受付時間内となります。

② 提出先

受験者の住所地（受験願書の現住所欄）を管轄する都道府県主管課（連絡先18頁）

※ 国土交通省では受験願書の受付は、行っておりません。

③ 提出方法

窓口への持参又は郵送

※ 郵送の場合は、封筒（角形2号：縦33.2cm×横24.0cm程度）の表面に「不動産鑑定士試験
受験願書在中」と赤字で記載し、必ず簡易書留又は書留で送付してください（「11. 受験願書提出用封筒の記載例」（19頁）参照）。

お願い！

郵送後の受験願書の到着確認は、日本郵便の「追跡サービス」（下記のアドレス参照）をご利用ください。

（アドレス：<http://tracking.post.japanpost.jp/service/jsp/refi/DP311-00100.jsp>）

受領証（お客様控）は、受験票が届くまで必ずお持ちください。

受付窓口（都道府県）への電話によるお問合せは、お控えください。

④ 提出書類等

イ 受験願書（整理票を含む。）

- ・ 受験願書は、「受験願書の記入例」（14頁～）により記入してください。
- ・ 受験願書から整理票部分を切り離さないでください。
- ・ 整理票部分に写真（縦45mm×横35mm又は縦40mm×横30mm）を貼付してください。

ロ 短答式試験の免除又は論文式試験の科目免除を申請する場合は、証明書類の添付が必要となります（「8. その他の手続」（11頁）参照）。

⑤ 受験手数料の納付方法

イ 受験手数料として 13,000円分の収入印紙を受験願書の収入印紙貼付欄に貼ってください。なお、消印はしないでください。

ロ 受験手数料の納付は、収入印紙のみに限っています。現金、郵便切手、収入証紙等による納付はできません。

ハ 収入印紙は、郵便局等の窓口で取り扱っています。

ニ 受験手数料は、申込を取り下げた場合や受験しなかった場合でも返還しません。

4. 受験票

(1) 短答式試験の受験票

受験番号、試験場等を記載した受験票を4月下旬に発送します。

受験票が平成22年5月6日（木）までに届かない場合は、国土交通省（連絡先3頁）までお問合せください。

※ 短答式試験の受験票は、短答式試験の免除を申請した者には送付しません。

(2) 論文式試験の受験票

受験番号、試験場等を記載した受験票を7月上旬に発送します。

受験票が平成22年7月16日(金)までに届かない場合は、国土交通省(連絡先3頁)までお問合せください。

※ 論文式試験の受験票は、短答式試験の合格者及び短答式試験の免除を申請した者のみに送付します。

5. 試験地及び試験場

(1) 短答式試験の試験地

北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都特別区、新潟県新潟市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市、福岡県福岡市及び沖縄県那覇市

※ 受験申込後、受験申込者の都合により試験地を変更することは認めていません。

(2) 論文式試験の試験地

東京都特別区、大阪府大阪市及び福岡県福岡市

※ やむを得ない事情により試験地の変更を希望する場合は、「8. その他の手続」(11頁)をご覧ください。

(3) 試験場

各地の試験場については、4月上旬までに国土交通省ホームページに掲載します。

(アドレス : http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000421.html)

なお、受験票には、試験場を記載して通知します。

(4) 試験場の注意事項

① 試験場への自動車、オートバイ、自転車の乗り入れは、厳禁とします。

② 試験室の空調等については、可能な限り配慮して調節しますが、すべての受験者の要望に必ず応ずることはできませんので、各自で寒暑への備えをしてください。

③ 試験場によっては、時計がない場合もあります。

④ 試験場によっては、付近に昼食をとるところがない場合もあります。

6. 試験当日

(1) 試験当日の日程(予定) ※ 短答式及び論文式ともに共通

開 場	9時15分
着席時刻	9時45分 ※受験上の注意事項等の説明及び試験問題等の配付を行います。
午前の試験	10時00分～12時00分(120分)
着席時刻	13時15分 ※受験上の注意事項等の説明及び試験問題等の配付を行います。
午後の試験	13時30分～15時30分(120分)

(2) 短答式試験当日の携行品

- ① 受験票 ※ 持参しない場合は、受験できない場合があります。
- ② 筆記用具
 - イ 黒鉛筆（HB又はB）※ それ以外で書くと無効となります。
 - ロ 消しゴム（プラスチック製）
- ③ その他
 - 蛍光ペン、色鉛筆等 ※ 問題用紙への計算、メモ等の記載に限り使用を認めます。

(3) 論文式試験当日の携行品

- ① 受験票 ※ 持参しない場合は、受験できない場合があります。
- ② 筆記用具
 - イ ボールペン又は万年筆（黒インク又は青インク） ※ それ以外で書くと無効となります。
（消しゴムで消えるボールペンは不可）
 - ロ 修正液 ※ 修正テープは不可
 - ハ 定規 ※ 目盛り以外の表記がないもの
- ③ その他
 - イ 鉛筆 ※ 答案の下書きとして使用することは認めます。
 - ロ 蛍光ペン、色鉛筆等 ※ 問題用紙への計算、メモ等の記載に限り使用を認めます。以下は、8月2日（月）午後の「不動産の鑑定評価に関する理論（演習問題）」のみ使用可
 - ハ ホチキス
 - ニ 計算器具：電子式卓上計算機（電卓）、算盤又は計算尺※ 電卓は、以下に該当するものに限ります。
 - ・ 電源内蔵式で、使用時にキー操作音やアラーム等が鳴らないもの
 - ・ 紙に記録する機能及びプログラム入力又はプログラム記憶機能を有しない、計算機能のみのもの（関数電卓は禁止）

(4) 試験当日の注意事項

- ① 試験場の設営が終了していない場合は、終了するまで入室をお待ちいただくことがあります。
- ② 試験開始前に、受験上の注意事項等の説明をしますので、9時45分（午後の試験は、13時15分）までには着席してください。
- ③ 試験開始時刻までに入室しない場合は、原則として受験を認めません。
- ④ 携帯電話等の通信機器は、時計又は計算器具としても使用できません。必ず電源を切り、カバン等の中に入れてください。試験中に携帯電話等の着信音が鳴った場合は、不正行為とみなすことがあります。
- ⑤ 時計は、計時機能のみのものに限ります。アラーム機能を使うことはできません。試験中にアラームが鳴った場合は、不正行為とみなすことがあります。
- ⑥ 試験室内は常時禁煙とし、試験中の飲食は禁止します（ガム、飴等も禁止）。

③ 平成22年11月 1日（月）まで・・・・・・合格証書到着

④ 平成22年11月 5日（金）予定・・・・・・官報公告

8. その他の手続

(1) 短答式試験の免除

① 平成20年又は平成21年不動産鑑定士試験短答式試験に合格し、かつ、短答式試験の免除申請をした者については、短答式試験を免除します。

② 受験願書の短答式試験の免除申請欄に必要事項を記入してください。

③ 書面申請の場合は、下記のいずれか1つの証明書類を貼付してください。

【証明書類】

イ 平成20年又は平成21年の短答式試験合格通知書の原本又は写し（コピー）

ロ 平成21年論文式試験受験票の原本又は写し（コピー）

※ 証明書類の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本（原本）を受験願書の裏面に貼付してください。

※ 原本が貼付欄より大きい場合は、折りたたんでください。写し（コピー）が貼付欄より大きい場合は、縮小コピーをしてください。

※ 上記証明書類のいずれの書類もない場合、これらに代わる合格証明書を発行します。

合格証明書の発行については、国土交通省ホームページをご覧ください。

（アドレス：http://www.mlit.go.jp/onestop/019/019-025_.html）

なお、合格証明書の発行には、一週間程度かかりますので早めに手続をしてください。

昨年は、証明書類の写し（コピー）を受験願書の裏面に貼付した場合、原本照合を受けることが必要でしたが、本年は原本照合は行いません。したがって、単に原本又は写し（コピー）を添付するだけで短答式試験の免除申請をすることができます。
提出した原本については、お返ししませんのでご注意ください。

④ ~~電子申請の場合は、短答式試験の免除に係る証明書類は不要です。~~

※ ただし、氏名の変更がある場合は、戸籍抄本（原本）が必要です。

(2) 論文式試験の科目の一部免除

① 下表の左欄に該当する者は、右欄の科目について免除を申請することができます。

論文式試験の科目の一部免除を受けることができる者	免 除 科 目
学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学（予科を含む。）、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校（以下「大学等」と総称する。）において通算して3年以上法律学に属する科目の教授又は准（助）教授の職にあった者 法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	民 法

大学等において通算して3年以上経済学に属する科目の教授又は准(助)教授の職にあった者 経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	経 済 学
大学等において通算して3年以上商学に属する科目の教授又は准(助)教授の職にあった者 商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	会 計 学
高等試験本試験又は旧司法試験第二次試験に合格した者	合格した試験において受験した科目
司法試験に合格した者	民 法
公認会計士試験に合格した者	会計学及び合格した試験において受験した科目(民法又は経済学)

※ なお、免除を申請することができる科目が複数ある場合は(その全部の免除を申請することとはもとより)、その一部のみを任意に選択して免除を申請することもできます。

- ② 受験願書の「論文式試験の科目の一部免除申請欄」に必要事項を記入してください。
- ③ 論文式試験の科目の一部免除に該当することを証明する書類(証明書等)を用意してください。
例) 公認会計士試験に合格した者・・・公認会計士・監査審査会発行の合格証明書
- ④ 証明書の提出方法は、次のいずれかによります。
 - イ 証明書類の原本を受験願書の裏面に貼付する(貼付欄より大きい場合は、折りたたんでください)。
 - ロ 証明書類の写し(コピー。なお、貼付欄より大きい場合は縮小コピー)を受験願書の裏面に貼付する。

証明書類の写し(コピー)を受験願書の裏面に貼付した場合は、原本照合が必要となります。

- 窓口に直接持参して提出する場合は、その際、原本を提示してください。
- 郵送により提出する場合は、原本と返信用の封筒を受験願書とともに郵送してください。原本は照合後に返送するため、返信用の封筒には、簡易書留又は書留の料金を含む郵便切手を貼付し宛先を明記してください。
- 返信用の封筒が同封されていない場合は、原本を提出したものとみなし、返却することはできませんのでご注意願います。

ハ 電子申請の場合は、原本を直接国土交通省(連絡先3頁)あてに郵送するか又は持参してください。提出方法の詳細は国土交通省オンライン申請システムのホームページをご覧ください。

(アドレス : <http://www.goa.mlit.go.jp/>)

※ 証明書類の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本(原本)を貼付してください。

(3) 受験願書の提出後、記入事項に変更があった場合

- ① 受験願書提出後、氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、国土交通省（連絡先3頁）あてに変更届（任意様式。試験地、氏名、生年月日、連絡先及び変更事項（新旧）を記入）をFAXしてください。なお、住所が変更となる場合は、速やかに郵便局に転居届を提出してください。変更届の記載例は、国土交通省ホームページに掲載しております。
（アドレス：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000421.html）
- ② 短答式試験の試験地の変更は認めていません。
- ③ 論文式試験の試験地の変更は、遠隔地への転勤等やむを得ない事情がある場合に限り認めます。6月18日（金）までに国土交通省（連絡先3頁）までに申し出てください。それ以降の変更は、一切認められません。
変更届の記載例は、国土交通省ホームページに掲載しております。
（アドレス：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000421.html）

(4) 身体上の障害等に係る特別措置

- ① 身体上の障害等により受験の際に特別な措置を希望する場合は、受験願書提出前に、国土交通省（連絡先3頁）まで申し出てください。
※ 特別措置申請書（任意様式）及び障害の症状及び程度を証明する書類（身体障害者手帳の写し（コピー）又は医師の診断書等）が必要です。
- ② 受験願書提出後、新たに障害等の事由が発生した場合等については、可能な限り対応させていただきますので、速やかにご相談ください。

(5) 論文式試験の成績通知

- ① 不合格者のうち希望者に対して、成績のランクを通知します。
※ 免除申請をした科目以外で、欠席した科目がある者には通知しません。
- ② 詳細については、試験当日、試験会場において案内を配付するとともに、国土交通省ホームページでお知らせします。
（アドレス：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000421.html）

9. 受験願書記入上の注意

- (1) 記入事項に不正があると、試験を受けることが禁止され、又は合格の決定が取り消されるとともに、3年以内の期間、不動産鑑定士試験を受けることができなくなることがあります。
- (2) 受験願書記入例に従って、※印のついた欄を除き、該当するすべての欄に必要な事項を漏れなく、正確に記入してください。
- (3) 記入は、黒又は青のボールペン又は万年筆で、楷書で丁寧に書き、数字は算用数字を用いてください。また、口の欄については、該当する口枠の欄に『レ』を記入してください。

受験願書の記入例

申込日を記入してください。

必ず「22」を記入してください。

・氏名は、戸籍のとおり正確に記入してください。
 ・常用漢字でない漢字については、受験者への各通知、合格発表等において、常用漢字による表記をすることがあります。

・生年月日の元号、性別については、該当する口の枠をレ点でチェックしてください。
 ・年齢は、申込日現在で記入してください。

下記表の分類の中から該当するものを1つ選択し、アルファベットを記入してください。

ここに記入した住所に受験票を送付します。
 住所は、郵便物が確実に届くように、アパートやマンションなどの建物名、室番号、同居先等まで正確に記入してください。

上記住所と住民票の住所が異なる場合は、必ず記入してください。

メールアドレスは、メールでの連絡が可能な方のみ記入してください(任意)。

短答式試験の免除を申請する場合は、必ず「申請する」の口の枠をレ点でチェックし、合格年及び受験番号を記入してください(合格年は和暦で記入)。

短答式試験の免除、論文式試験の科目の一部免除を申請する場合は、免除に該当することを証明する書類を、受験願書裏面の「免除申請証明書類等貼付欄」に貼付してください。

論文式試験の科目の一部免除を申請する場合は、必ず「申請する」の口の枠をレ点でチェックし、免除科目に関して合格した試験等を記入してください(合格年は和暦)。

短答式試験の免除を申請する場合は、論文式試験のみ記入してください。

平成 **22** 年不動産鑑定士試験受験願書

※短答式受験番号 _____ ※論文式受験番号 _____

私は、不動産鑑定士試験を受験したいので、以下に記載した内容が真実、かつ正確であることを確認の上、申し込みます。

平成 **22** 年 **3** 月 **10** 日 【申込日】
 土地鑑定委員会委員長 殿

氏名 **鑑定 太郎**

氏名 (フリガナ) **カンテイ タロウ**
 姓 **鑑定** 名 **太郎**
 ※戸籍に記載されている氏名を記入
 ※フリガナはカタカナで、濁点、半濁点は1文字として記入

生年月日 大正 平成 昭和 **55** 年 **4** 月 **20** 日 **29** 歳 性別 男 女

職業区分 **F** ※下記表より該当する記号を記入
 A. 無職 B. 大学院生 C. 大学生(短大含む) D. 中学・高校生 E. 専門学校生
 F. 鑑定事務所職員 G. 会社員(Fに該当する者以外) H. 公務員 I. その他(自営業等)

住所 (フリガナ) **東京都千代田区霞が関0101号室**
 〒 **100-0001** **東京都千代田区霞が関0101号室**

住民票上の住所 (フリガナ) ※上記住所と住民票の住所が異なる場合のみ
 都道府県 _____ 市区郡 _____

連絡先

電話(自宅)	03 (0000)0000	※連絡可能な電話番号を必ず1以上記入
電話(携帯)	090 (0000)0000	
電話(その他)	03 (0000)0000	
メールアドレス	00000000@0000.00.jp	その他の連絡先名称 00 鑑定事務所

※メールアドレスは任意

短答式試験の免除申請 ※免除申請をしようとする者は、この項目を記入し、裏面に証明書類を貼付

<input type="checkbox"/> 申請する	短答式試験の合格年及び受験番号		
	平成	年	番

論文式試験の科目の一部免除申請 ※免除申請をしようとする者は、この項目を記入し、裏面に証明書類を貼付

<input type="checkbox"/> 申請する	免除申請科目	免除科目に関して合格した試験等

希望する試験地 ※それぞれ右欄に記載された試験地から希望する試験地を一つ選択し、太枠内に記入

・短答式 **東京都** ・北海道 ・宮城県 ・東京都 ・新潟県 ・愛知県
 ・大阪府 ・広島県 ・香川県 ・福岡県 ・沖縄県

・論文式 **東京都** ・東京都 ・大阪府 ・福岡県

収入印紙貼付欄

受験手数料 13,000円(過不足のないようにしてください)

- 収入印紙の裏全面にのりをつけて枠内に貼ってください。
- 収入印紙以外のもの(収入証紙や切手等)は使用できません。
- 消印はしないでください。

※受付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 都道府県名及び担当者印 _____

必ず「22」を記入してください。

○ ○ ○ ○			
※短答式試験受験番号	※論文式試験受験番号		
平成 22 年不動産鑑定士試験 整理票			
希望する短答式試験地 東京都	希望する論文式試験地 東京都		
フリガナ 氏名 カン テイ タロウ 鑑定 太郎			
生年月日 大・中平 55 年 4 月 20 日	年齢 29 歳		
性別 男・女			
住所 〒123-4567 東京都千代田区霞が関0丁目0番0号 霞が関マンション101号室			
電話番号 03 (0000) 0000			
(写 真) ・本人のみが撮影されたもの ・6か月以内に撮影されたもの ・写真の大きさは縦45mm横35mm又は縦40mm横30mm ・無帽で正面を向いたもの ・背景や影がないもの ・写真の裏面に氏名を書き、枠内に収まるように裏全面にのりを付け貼付してください。	チェック欄 ※ AM科目 ※ PM科目	※特記事項	
	(平成 22 年 2 月撮影) 短答式 免除		チェック欄 ※ AM科目 ※ PM科目
論文式 科目 免除	論文式 1 日目 ※ AM科目 ※ PM科目	論文式 2 日目 ※ AM科目 ※ PM科目	論文式 3 日目 ※ AM科目 ※ PM科目

受験願書の「希望する試験地」と同じ試験地を記入してください。
短答式試験の免除を申請する場合は、論文式試験のみ記入してください。

・氏名は、戸籍のとおり正確に記入してください。
・常用漢字でない漢字については、受験者への各通知、合格発表等において、常用漢字による表記をすることがあります。

年齢は、申込日現在で記入してください。

・写真は、下記の規格にあった写真を提出してください。
 本人のみが撮影されたもの
 申込み前6ヶ月以内に撮影されたもの
 写真の大きさは、縦45mm×横35mm又は縦40mm×横30mm
 無帽で正面を向いたもの
 背景や影がないもの
 ※カラー、白黒は問いませんが、これらに合致しない不鮮明なものは受理しません(写真のコピーやコピー用紙へ印刷したものは不可)。

・人物の大きさは見本程度としてください。
・受験時にメガネを着用する場合は、必ずメガネを着用した写真を使用してください。
・写真の裏面に氏名を書き、枠内に収まるように裏全面にしっかりとのりを付け貼付してください。

短答式試験の免除を申請する場合は、「免除」と記入してください。

論文式試験の科目の一部免除を申請する場合は、受験願書で申請した「免除申請科目」を記入してください。

免除申請証明書類等貼付欄

○ 短答式試験の免除に係る証明書類(下記のいずれか1つ)

- ① 平成20年又は平成21年の短答式試験合格通知書の原本又は写し(コピー)
 - ② 平成21年論文式試験受験票の原本又は写し(コピー)
 - ③ 短答式試験の合格証明書(①、②のいずれの書類もない場合)
- ※ 写し(コピー)の場合の原本照合は不要です。
※ 証明書類の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本(原本)を貼付してください。

○ 論文式試験の科目の一部免除に係る証明書類

- 科目免除に該当することを証明する書類の原本又は写し(コピー)
- ※ 写し(コピー)の場合は、原本照合が必要です。
- ・ 窓口での申込みの場合は、窓口で原本を提示
 - ・ 郵送での申込みの場合は、原本と返信用の封筒を受験願書とともに郵送
- ※ 証明書類の氏名が現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本(原本)を貼付してください。

原本照合確認担当者印

備考

10. 各都道府県窓口一覧

都道府県	主 管 課	〒	所 在 地	電話番号
北海道	総合政策部 計画推進局 土地水調整グループ	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111
青 森	県土整備部 監理課 土地利用対策グループ	030-8570	青森市長島1丁目1番1号	017-722-1111
岩 手	環境生活部 環境保全課 環境影響評価・土地利用担当	020-8570	盛岡市内丸10番1号	019-629-5268
宮 城	企画部 土地対策課 計画指導班	980-8570	仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-2443
秋 田	建設交通部 建設管理課 調整・用地班	010-8570	秋田市山王4丁目1番1号	018-860-2423
山 形	土木部 管理課 県土づくり推進室土地政策担当	990-8570	山形市松波2丁目8番1号	023-630-2211
福 島	企画調整部 土地・水調整課 土地審査担当	960-8670	福島市杉妻町2番16号	024-521-7123
茨 城	土木部 用地課 用地指導担当	310-8555	水戸市笠原町978番6	029-301-1111
栃 木	総合政策部 地域振興課 土地利用調整班	320-8501	宇都宮市塙田1丁目1番20号	028-623-2557
群 馬	企画部 土地・水対策室 土地利用係	371-8570	前橋市大手町1丁目1番1号	027-223-1111
埼 玉	都市整備部 開発指導課 総務・地価担当	330-9301	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-824-2111
千 葉	県土整備部 用地課 土地取引調査室	260-8667	千葉市中央区市場町1番1号	043-223-2110
東 京	都市整備局 住宅政策推進部 不動産課 免許係	163-8001	新宿区西新宿2丁目8番1号	03-5321-1111
神 奈 川	県土整備部 建設業課 宅建指導班 (願書配付及び来庁による願書受付) (郵送による願書受付)	231-0005	横浜市中区本町2丁目22番 (日本生命横浜本町ビル4階)	045-210-1111
		231-8588	横浜市中区日本大通1	
新 潟	土木部 用地・土地利用課 土地利用対策係	950-8570	新潟市中央区新光町4番地1	025-285-5511
富 山	土木部 建築住宅課 管理係	930-8501	富山市新総曲輪1番7号	076-431-4111
石 川	企画振興部 企画課 資源・土地対策室 土地対策グループ	920-8580	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1314
福 井	土木部 土木管理課 土地対策グループ	910-8580	福井市大手3丁目17番1号	0776-20-0469
山 梨	企画部 県民生活・男女参画課 県民生活推進担当	400-8501	甲府市丸の内1丁目6番1号	055-237-1111
長 野	企画部 企画課 土地対策室 土地調整係	380-8570	長野市大字南長野字幅下692番地2	026-232-0111
岐 阜	都市建築部 都市政策課 土地計画調査担当	500-8570	岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-272-1111
静 岡	建設部都市局 土地対策室 土地取引係	420-8601	静岡市葵区追手町9番6号	054-221-3371
愛 知	地域振興部 土地水資源課 調査・取引規制グループ	460-8501	名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	052-954-6120
三 重	政策部 土地・資源室 土地利用グループ	514-8570	津市広明町13番地	059-224-2712
滋 賀	県民文化生活部 県民生活課 土地対策担当	520-8577	大津市京町4丁目1番1号	077-528-3372
京 都	建設交通部 建築指導課 宅建業担当	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-451-8111
大 阪	住宅まちづくり部 建築振興課 宅建業指導グループ	540-8570	大阪市中央区大手前2丁目1番22号	06-6941-0351
兵 庫	県土整備部 まちづくり局 都市政策課 不動産業指導係	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	078-341-7711
奈 良	土木部 まちづくり推進局 建築課	630-8501	奈良市登大路町30番地(県庁分庁舎)	0742-27-7568
和歌山	県土整備部 都市住宅局 公共建築課	640-8585	和歌山市小松原通1丁目1番	073-432-4111
鳥 取	生活環境部 景観まちづくり課 土地利用担当	680-8570	鳥取市東町1丁目220番地	0857-26-7111
島 根	地域振興部 土地資源対策課 土地審査グループ	690-8501	松江市殿町1番地	0852-22-5111
岡 山	土木部 都市局 建築指導課 街づくり推進班	700-8570	岡山市北区内山下2丁目4番6号	086-226-7504
広 島	環境県民局 総務管理部 環境県民総務課	730-8511	広島市中区基町10番52号	082-228-2111
山 口	地域振興部 地域政策課 土地・水資源対策班	753-8501	山口市滝町1番1号	083-933-2532
徳 島	県土整備部 用地対策課 土地利用推進担当	770-8570	徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2526
香 川	環境森林部 環境政策課 総務・土地利用計画グループ	760-8570	高松市番町4丁目1番10号	087-831-1111
愛 媛	土木部 道路都市局 都市計画課 地価審査係	790-8570	松山市一番町4丁目4番2号	089-941-2111
高 知	土木部 用地対策課	780-8570	高知市丸ノ内1丁目2番20号	088-823-1111
福 岡	企画・地域振興部 総合政策課 土地対策係	812-8577	福岡市博多区東公園7番7号	092-651-1111
佐 賀	県土づくり本部 土地対策課 計画調整担当	840-8570	佐賀市城内1丁目1番59号	0952-25-7034
長 崎	地域振興部 土地対策室 土地利用班	850-8570	長崎市江戸町2番13号	095-824-1111
熊 本	地域振興部 地域政策課 土地利用対策班	862-8570	熊本市水前寺6丁目18番1号	096-383-1111
大 分	土木建築部 都市計画課 管理・土地利用班	870-8501	大分市大手町3丁目1番1号	097-536-1111
宮 崎	県土整備部 用地対策課 収用管理担当	880-8501	宮崎市橘通東2丁目10番1号	0985-26-7174
鹿 児 島	企画部 地域政策課 土地対策係	890-8577	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2111
沖 縄	企画部 土地対策課 土地利用審査班	900-8570	那覇市泉崎1丁目2番2号	098-866-2040

1.1. 受験願書提出用封筒の記載例

(例) 受験願書の提出が書面申請でかつ郵送による場合、封筒の表面に以下のとおり記載してください。

必ず!
簡易書留
又は書留

・必ず郵便の窓口で「簡易書留」又は「書留」扱いとすること。
・期限厳守(締切日の消印有効)

○
○**県**

△
△**局**

□
□**部**

●
●**係**

あて

○
○**県**

△
△**市**

□
□**丁目**

●
●**番**

▲
▲**号**

角形2号封筒

折り曲げ厳禁

不動産鑑定士試験受験願書在中

必ず!
赤字

郵送前に注意事項をすべて
チェック!

郵送時の注意事項

- 必ず郵便局の窓口で「簡易書留」又は「書留」扱いにして発送してください。
- 消印の日付が受付期間内であることを必ず確認してください。

※受付期間 3/1(月)～3/12(金)

郵送前の注意事項

- 受験願書を提出する前に、以下の事項を再度確認してください。
- 受験願書について、記入漏れ及び誤りがないか(整理票部分)
- 収入印紙(13,000円分)を貼付しているか
- 写真を貼付しているか(整理票)
- 合格を証明する書類を添付しているか(免除申請のみ)
- **封筒に、赤字で「不動産鑑定士試験受験願書在中」を必ず記載してください。**
- 封筒に、申込者の氏名、郵便番号及び住所を必ず記載してください。

平成22年不動産鑑定士試験

受験願書配付から合格証書送付まで

- ◇試験案内及び受験願書配付期間
2/15(月)～3/12(金) →受験願書等の記入
収入印紙、顔写真等を用意
- ◇受験申込受付期間
3/1(月)～3/12(金) →申込書類は、締切日消印有効
※受付期間を過ぎたもの、記載不備等のものは、受け付けません。
- ◇試験場の公表
4月上旬まで →国土交通省ホームページに掲載
(アドレス: http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000421.html)
- ◆短答式試験受験票の到着
5/6(木)まで →期日までに受験票が届かない場合は、国土交通省(連絡先
3頁)までお問合せください。
- ◆短答式試験の実施
5/16(日) →午前10時00分開始 9時45分着席
午後 1時30分開始 1時15分着席
- ◆短答式試験の合格発表
6/25(金)(予定) →合格者の受験番号を発表
① 国土交通省本省、各都道府県庁に掲示
② 国土交通省ホームページに掲載
(アドレス: http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000421.html)
- ・官報公告
7/2(金)(予定)
- ◆短答式試験合格通知書の到着
7/1(木)まで →期日までに合格通知書が届かない場合は、国土交通省(連
絡先3頁)までお問合せください。
- ◇論文式試験受験票の到着
7/16(金)まで →期日までに受験票が届かない場合は、国土交通省(連絡先
3頁)までお問合せください。
- ◇論文式試験の実施
7/31(土)～8/2(月) →午前10時00分開始 9時45分着席
午後 1時30分開始 1時15分着席
- ◇論文式試験の合格発表
10/22(金)(予定) →合格者の受験番号及び氏名を発表
① 国土交通省本省、各都道府県庁に掲示
② 国土交通省ホームページに掲載
(アドレス: http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000421.html)
- ・官報公告
11/5(金) 予定
- ◇合格証書の到着
11/1(月)まで →期日までに合格証書が届かない場合は、国土交通省(連絡
先3頁)までお問合せください。

※短答式試験の免除を申請した場合は、◆は関係ありません。